

事 務 連 絡
令和 7 年 10 月 6 日

各都道府県バス協会 専務理事 殿

公益社団法人日本バス協会
労務・安全部

過労死等防止啓発月間の広報・啓発活動について(周知依頼)

平素より当協会の活動に格別なご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記について厚生労働省労働基準局総務課過労死等防止対策推進室より、別添のとおり「過労死等防止啓発月間」について周知依頼がありました。

厚生労働省は、「過労死等の防止のための対策に関する大綱」（令和 6 年 8 月 2 日閣議決定）に基づき、関係省庁等と連携しながら、過労死ゼロを目指し、国民が健康に働き続けることのできる充実した社会の実現に向けて、さまざまな対策に取り組むとのことです。

都道府県バス協会におかれましては、過労死等防止啓発月間について傘下会員事業者への周知をお願いいたします。

担当：労務・安全部 田知花
電話：03-3216-4015

令和7年9月

各団体 ご担当者 様

厚生労働省労働基準局総務課
過労死等防止対策推進室

過労死等防止に関するポスター等の送付について

平素より、厚生労働行政の運営につきましては、格別の御理解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

過労死等防止対策推進法では、国民の間に広く過労死等を防止することの重要性について自覚を促し、これに対する国民の関心と理解を深めるため、毎年11月を「過労死等防止啓発月間」と定めております。

また、「過労死等の防止のための対策に関する大綱」（令和6年8月2日閣議決定）においても、国民一人ひとりが自身にも関わることとして過労死等に対する理解を深めるとともに、それを防止することの重要性について自覚し、これに対する関心と理解を深めるよう、国と労使団体は相互に協力・連携しつつ、広く継続的に広報・啓発活動に取り組んでいくことが必要とされております。

今般、当該月間にあたり、ポスター、パンフレット及びリーフレットを作成しましたので、送付いたします。

各種業務御多忙のところとは存じますが、法及び大綱の趣旨を御理解いただき、「過労死等防止啓発月間」を中心に、ポスターの掲示等による周知に御協力いただきたくお願い申し上げます。

パンフレット等の追加送付の要望等がありましたら、下記の担当までご連絡ください。

（参考）厚生労働省ホームページの掲載場所

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 雇用・労働 > 労働基準
> 過労死等防止対策

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000053725.html>



【担当】

厚生労働省労働基準局総務課過労死等防止対策推進室
清水・阿部 電話 03-5253-1111（内線 5583・5526）